



亶理町告示第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、字の区域を次のとおり新たに画する。

上記の字の区域を新たに画する件は土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

令和3年3月25日

亶理町長 山田周伸



新たに画する字名	左の区域に包含される区域
字高屋	逢隈高屋字道下の一部
	逢隈高屋字鷹野橋の一部
	逢隈高屋字谷地中の一部
	逢隈高屋字鳥の海の全部
	逢隈高屋字新谷地の一部
	逢隈高屋字谷地の一部
	逢隈高屋字倉東の一部
	逢隈高屋字新篠子橋の一部
字鳥屋崎	逢隈高屋字新篠子橋の一部
	逢隈高屋字新谷地の一部
	逢隈高屋字鳥西の一部
	逢隈高屋字鳥東の一部
	逢隈高屋字鳥屋崎の一部
	荒浜字星の一部
	長瀬字新谷地の一部
	長瀬字新海岸の一部

[土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行区域]

なお、地番等は省略し、関係資料類は亶理町企画課に備え置く。

決定書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本町の区域内の字の区域を別紙のとおり新たに画するものとする。

令和3年3月18日

亶理町長 山田周伸



決定書 別紙

区域を変更する字名	左の区域に編入される区域	
	字名	地番
字高屋	逢隈高屋 字道下	103の1, 103の5, 106の1, 106の2, 109の1, 109の2, 110の1, 110の2, 111の1から111の4まで, 112の1から112の8まで, 113の1から113の6まで, 114の1から114の4まで, 115から121まで, 122の1, 122の2, 123の1, 124から130まで, 133の4, 135の1, 135の2, 136の1, 137の1, 141の1, 141の2, 142の1, 143の1, 143の2, 144, 145, 150の1, 150の2, 151の1, 151の2, 153の1, 153の2, 154の1から154の4まで, 155の1から155の4まで, 156の1, 156の2, 157の1, 157の2, 158から161まで, 162の1, 163から165まで, 166の1, 167, 168, 169の2, 170の1から170の4まで, 171の1から171の3まで, 173の1, 173の5, 173の8, 175の1, 176の1, 177の1, 178, 180の1, 180の2, 181から183まで, 184の1, 185の1, 186の1, 187の1, 188の1, 189の2, 190の2, 191の1, 191の6, 192の2, 200の1, 201の1, 201の3から201の5まで, 202の1, 204の1, 204の2, 204の4, 206の3, 209の1から209の3まで及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国公有地の全部, 142の2, 143の4, 204の3, 214の2に介在する道路である公有地の全部, 104の2, 105の2に隣接する道路, 水路である公有地の全部
	逢隈高屋 字鷹野橋	14の39, 41の9及び90の2, 91の1から91の3までに隣接する道路, 水路である国公有地の全部, 41の9, 44, 50, 50の1, 50の3, 51, 51の3, 51の5, 51の10に隣接する道路, 水路である公有地の全部

決定書 別紙

区域を変更する字名	左の区域に編入される区域	
	字名	地番
字高屋	逢隈高屋 字谷地中	1の1, 3の1, 3の2, 4の1, 4の2, 5の1, 5の2, 7の1, 7の2, 8の1, 9の1, 9の2, 11の2, 12から14まで, 16, 18, 21から25まで, 27の1, 27の2, 30の1, 30の2, 31, 33の1, 33の2, 34から37まで, 38の1から38の4まで, 39の1, 39の2, 41, 42, 44, 45, 47, 50, 51, 53から55まで, 57, 58の1, 59の2, 59の3, 59の24, 59の26, 59の30から59の33まで, 59の57から59の60まで, 59の64, 59の66, 59の118, 59の121, 59の122, 59の125, 59の131, 59の133, 59の136, 59の137, 59の169, 60の1, 61, 78の1, 78の2, 80, 81の2, 82, 83の1, 83の2, 84の1, 89の1から89の3まで, 90, 92, 93の1から93の4まで, 94の1から94の3まで, 98の1から98の3まで, 100の1, 100の2, 101の1から101の3まで, 103の1, 103の2, 106の2, 110, 110の1, 112の2, 113の1, 113の2, 115の1, 115の9, 115の14, 116の3から116の5まで, 118, 119の2, 120の2, 121の1から121の3まで, 122, 124の2, 132の1, 133の1, 133の3, 133の5, 133の7から133の10まで, 135の1から135の12まで, 135の15から135の28まで及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国公有地の全部, 117に隣接する道路である公有地の全部
	逢隈高屋 字鳥の海	全部
	逢隈高屋 字新谷地	2の3の一部, 4の1, 5の1, 6の1, 23の2, 28の1, 29の1, 30の1, 31の2, 34の1, 34の3, 34の4, 34の5, 36, 37の1から37の4まで, 38の1, 39の1, 80の2, 81の1, 81の3, 82の1, 82の3, 83の1, 83の3, 84の1, 84の3, 85の1, 85の3から85の5まで, 86の1, 86の2,

決定書 別紙

区域を変更する字名	左の区域に編入される区域	
	字名	地番
字高屋	逢隈高屋 字新谷地	<p>86の4, 86の5, 87の2, 87の5, 90の2, 91の2から91の5まで, 91の8, 92の1, 92の5, 93の1, 93の3, 94の1, 94の3, 95の1, 95の3, 96の1, 96の3, 97の1, 99の1, 100の1, 101の1, 102の1, 102の5の一部, 103の5の一部, 138の2, 138の5, 144の4, 145の1, 146の1から146の3まで, 146の5, 147の1, 148の1, 149の1, 150の1, 150の3, 151の1, 152の1, 153の1, 154の1, 155の1, 155の2, 155の4, 155の5, 156の2, 156の5, 156の6, 158の1から158の6まで, 158の8, 159の1, 159の3, 160の1, 160の3, 161の1, 161の2, 162の1, 162の2, 163の1, 163の3, 163の5, 164の1, 164の2, 165の1, 165の3, 165の4, 166の1, 166の3, 166の4, 167, 168, 169の1, 169の3, 169の4, 170の1, 170の3, 170の4, 171, 172の1, 172の3, 173の1から173の4まで, 173の7から173の9まで, 174の1, 174の5, 205の1, 205の3, 207, 209から211まで, 212の1, 212の4, 212の5, 213の1, 213の3, 213の4, 214から222まで, 223の1, 223の3, 229の4, 232の4, 235の1, 236の1, 237の1, 238の1, 238の2, 239の1, 240の1, 241の1, 242の1, 244の1, 245の3, 246の1, 246の2から246の5まで, 247の1, 248の1, 249の1, 250の1, 251の1, 252の1, 252の3, 253の1, 253の4, 254の1, 254の4, 255の1, 263の3, 264の1, 265の1, 266の1, 266の3, 267の1, 267の3, 268の1, 269の1, 269の3, 272の1, 273の3, 274の4, 274の5及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国公有地の全部</p>

決定書 別紙

区域を変更 する字名	左の区域に編入される区域	
	字名	地番
字高屋	逢隈高屋 字谷地	12の2, 13の2, 13の3, 13の6から13の11まで, 13の16, 13の17及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部
	逢隈高屋 字倉東	51から56までに隣接する道路, 水路である公有地の全部
	逢隈高屋 字新篠子橋	33に隣接する道路である公有地の全部, 逢隈高屋字新谷地4の1, 5の1に隣接する道路である公有地の全部

決定書 別紙

新たに画する 字 名	左の区域に包含される区域	
	字 名	地 番
字鳥屋崎	逢隈高屋 字新篠子橋	30から32までの地先の水路である公有地の一部、逢隈高屋 字新谷地12の1、13の1に隣接する道路である公有地の全部
	逢隈高屋 字新谷地	12の1、13の1、15の1から15の3まで、16の1、 17の1、18の1、19の1、20の1、21の1、47の 2、49の1、50の1、51の1、52の1、53の1、5 4の1、54の3、58の2、59の2、67の1から67の 3まで、68の1、68の3、69の1、69の3、70の 1、70の3、71の1、71の3の一部、103の2、10 6の1、106の3の一部、107の1、107の3、108 の1、108の3、109の1、109の3、110の1、1 10の3、116の2、123の2、138の1、138の 4、138の6、138の7、138の8の一部、139の 1、139の3、139の4、140の1、140の3の一 部、140の4、141の1、141の7の一部、173の6 の一部、177の1、178の1、179の1、180、18 1の1、182の1、183、197の2、226の1、22 7、228、229の1、229の2の一部、230の1、2 31の1、232の1、253の2の一部、254の6の一 部、257の1、258の1、259の1、260の1、26 1の1、262、263の1及びこれらの区域に隣接介在する 道路、水路である公有地の全部
	逢隈高屋 字鳥西	13の1、13の2、14の1、14の2、15、16、17 の1、17の2、20、21の1、21の2、22、23の 1、23の2、24、25、26の1、26の2、27の1、 27の2、28の1、28の2、29、31、32、33の 1、33の2、34の1、34の2、35の1、35の2、3 6の1から36の3まで、37の1から37の3まで、38の 1から38の3まで、39の1から39の3まで、40から6 1まで、63、64、66

決定書 別紙

新たに画する 字 名	左の区域に包含される区域	
	字 名	地 番
字鳥屋崎	逢隈高屋 字鳥東	56の1, 56の2, 57の1, 57の2, 58の1, 58の2, 59の1, 59の2, 73, 74, 76の1, 76の2, 77, 78, 80, 81, 83, 85, 87の1から87の3まで, 88, 89, 90の1から90の3まで, 91の1から91の3まで, 92の1, 92の2, 93から100まで, 101の1, 101の2, 104から115まで, 117から122まで
	逢隈高屋 字鳥屋崎	1, 3, 4の1, 4の3, 5の1, 6の1, 6の2, 7の1, 7の2, 8の1, 8の2, 9, 10, 12から14まで, 15の1, 15の3, 16の1, 16の2, 16の4, 17の1, 17の2, 17の4, 18の1, 20, 21の1, 21の2, 23, 25, 27の1, 27の2, 27の4, 27の5, 28の1, 28の4, 29の1, 29の3, 29の4, 30の1, 30の2, 30の4, 31の1, 31の3, 33から38まで, 41の1, 41の2, 43の1, 43の2, 45の1, 45の2, 46の1, 46の2, 48の1, 48の2, 49の1, 49の2, 50の1から50の4まで, 51の1から51の6まで, 52の1から52の4まで, 53の1から53の4まで, 54の1から54の4まで, 55の1から55の4まで, 56の1から56の3まで, 57の1, 57の2, 58の1, 58の2, 59の2, 71の3, 72の1から72の3まで, 73の1から73の3まで, 74の1から74の3まで, 75の1, 75の2, 76から79まで, 80の1から80の3まで, 81の1, 81の2, 82の1, 82の2, 83から87まで, 94の1, 94の3から94の5まで, 95の1, 95の2, 96から99まで, 101から105まで, 106の1, 107の1, 110の2, 112の1, 113, 117の2, 117の3, 118の1, 118の2, 119の1から119の4まで, 121の1, 121の2, 122の1, 122の2, 123, 124, 125の1, 125の2, 126の1, 126の2, 127の2, 129の1, 136の1,

決定書 別紙

新たに画する 字 名	左の区域に包含される区域	
	字 名	地 番
字鳥屋崎	逢隈高屋 字鳥屋崎	140, 141, 142の1, 142の2, 143の1, 143の2, 144, 147の1, 148の1, 160の2及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	荒浜 字星	66, 68の1, 68の2, 69の1から69の3まで, 70の1, 71, 72, 88から90まで, 91の2
	長瀬 字新谷地	1から6まで, 7の1, 7の2, 9の2, 10の1, 11の1, 12の1, 13の1, 13の2, 29の4, 31の1, 31の5, 31の6, 33の1, 33の4, 36の1, 36の2, 38の1, 38の2, 39の1, 39の5及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	長瀬 字新海岸	38の1の地先の道路, 水路である公有地の一部